

令和6年度第2回砂川市子ども・子育て会議

と き 令和6年12月2日(火) 15:00～
ところ 市役所 2階大会議室
出席者 委 員：9名／10名中
事務局：7名
委託業者：2名

1. 開会

(事務局)

皆様、本日は、ご多用中のところご出席を賜り誠にありがとうございます。
定刻となりましたので、只今から、令和6年度第2回砂川市子ども・子育て会議を開会いたします。

2. 挨拶

(事務局)

開会にあたりまして神島会長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願いいたします。

(会長)

皆様こんにちは。

大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日は第3期にあたる令和7年度から令和11年度の5か年の計画について事務局より素案が示され、説明があります。今後の計画の内容を決定していくうえで大切な会議になるかと思いますので、本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

3. 議事

(事務局)

これより議事に入ります。

本日の会議につきましては、委員10名中、9名の出席をいただいております、当市子ども・子育て会議設置要綱第6条第2項に定める過半数以上の出席があることから、本会議が成立していることを報告いたします。

また、これより会議の議長は、神島会長にお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

よろしくお願いいたします。それでは次第に従い議事に入ります。

議事の(1)、「第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画の素案」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事前にお配りさせていただいております素案に沿いまして説明いたします。

まず 1 ページの前段のページにある読み替え規定について説明いたします。令和 8 年度より義務教育学校が開設されることから、読み替え規定を設けることといたしました。令和 8 年度以降につきましては、本計画における「小学校」や「小学生」といった語句については「義務教育学校」、「義務教育学校〇年生」といった形で読み替えることといたします。

続いて 1 ページから 4 ページの計画の基本的事業としまして、策定の背景、趣旨、法的位置づけ、関連計画との位置づけ、計画の期間・策定体制等について記載をしております。

5 ページから 11 ページにつきましては、統計データから見た子どもを取りまく状況について児童人数、出生数、婚姻数等について記載しております。

12 ページから 13 ページにつきましては、教育、保育の状況について記載しております。

(1) 保育所につきましては、市内 3 保育所における各年 4 月 1 日現在の定員数、入所者数、3 歳未満児の割合を記載しております。定員数につきましては、240 人で 10 年間変化はありません。入所者数につきましては、定員数前後で推移しており、令和 5 年度は 245 人となっております。3 歳未満児の割合につきましては、平成 30 年度から低下しておりましたが、令和 5 年度は上昇し、36%となっております。

(2) 幼稚園につきましては、市内に天使幼稚園の各年 4 月 1 日現在の定員数、入園者数を記載しております。入園者数につきましては減少傾向となっており、令和 5 年度は 68 人となっております。入園者数の減少に伴い、定員数も平成 30 年度より 190 人から 150 人へ、令和 3 年度からは 150 人から 105 人へ、令和 6 年度からは 105 人から 75 人へ変更されているところです。

(3) 学童保育所につきましては、各月初日の通年利用者数の平均値から算出した入所者数の推移となっております。通年利用者数の合計は 100 人台から 140 人台で推移しており、一時的に保育に掛ける短期利用者（1 日あたり 5 か所で 10 人前後）を含めた場合においても、定員内で対応できる状況となっております。

14～17 ページは地域子育て支援事業の状況について記載しております。

(1) 一時預かり事業につきましては、利用者数の推移を記載しており、平成 26～28 年まではひまわり保育園で実施しており、400 人前後で推移しましたが平成 29 年度から天使幼稚園においても事業を開始したことから利用者数が一気に増加し、令和 5 年度は延べ 2,960 人となっております。

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）につきましては、利用者数の推移を記載しております。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける令和元年度以前は 5,000 人以上でしたが、令和 2 年度以降は利用制限等もあり、1,000 人台から 2,000 人台で推移しています。

(3) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）につきましては、同事業における会員数、利用状況の推移を記載しております。会員数については令和 5 年度において、協力会員が 15 人、依頼会員が 53 人となっており、両会員ともに増加傾向となっております。利用状況については未就学児を中心に一定程度の利用があったところです。

(4) 妊婦健康診査につきましては、対象者数（妊婦の実人数）の推移となっており、平成 27 年度以降 100 人を下回り、令和 5 年度は 70 人となっております。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）につきましては、家庭訪問を実施した世帯数及び実施率を記載しております。平成 26 年度以降、90 世帯台から 70 世帯台で推移していましたが、令和 5 年度は 67 世帯と減少しています。実施率はいずれの年度も 94%以上となっております。

(6) 時間外保育事業（延長保育）の延べ利用者数は平成 27 年度以降、減少傾向となっており、令和 5 年度は 609 人となっております。

(7) 病児・病後児保育事業につきましては、登録者数、利用者数の推移を掲載しております。本事業については平成 28 年 10 月より事業を開始し、令和 5 年度の登録者数は 113 人、利用者数は 164 人となっております。

18～19 ページは第 2 期計画の実施状況に関する記載となります。

(1) 教育・保育施設につきましては、各認定区分ごとの第 2 期計画における目標値に対する実績（令和 6 年 4 月の初日在籍児童数）を記載しております。※の 1 号認定の特定教育・保育施設の目標 75 人については、天使幼稚園の定員変更に伴い、計画変更を行っているところです。

(2) 地域子ども・子育て支援事業につきましては、各種子ども・子育て支援事業ごとの目標値に対する実績（令和 5 年度）を記載しております。

20～42 ページにつきましては、第 1 回子ども・子育て会議において報告しましたアンケート調査結果の概要版を掲載しております。先日、庁内の策定推進委員会において、保護者の就労状況について共働き世帯の率を記載すべきではとの意見があり、29 ページと 35 ページに追記しております。未就学児のいる世帯が 65.3%（169 世帯）、小学生のいる世帯が 71.0%（203 世帯）となっております。

43 ページの計画の基本理念につきましては、第 7 期総合計画の基本施策との整合性を図り、「子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり」としたいと考えております。

また、44 ページの基本的視点についても、第 2 期計画を踏襲した 3 つの視点の基づき、第 3 期計画を推進してまいりたいと考えております。

(1) 次世代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つこのできるまちづくり（子どもが主体の視点）

(2) 保護者一人ひとりが喜びと生きいを感じなら子育てすることができるまちづくり（保護者が主体の視点）

(3) 社会を構成する一人ひとりが子どもや子育て家庭への理解を深め、支え合うまちづくり（社会全体が主体の視点）

45 ページの施策体系については、基本理念及び基本的視点に基づく基本施策や主な事業を掲載しております。第 2 期との違いについてですが、第 3 期では基本施策を細分化し、現状と課題を明確にして、第 5 章の『次世代育成支援地域行動計画』の具体的な事業と連動することで、『子ども子育て支援事業計画』と『次世代育成支援地域行動計画』の 2 つの計画をより一体的に推進してまいりたいと考えております。

46 ページの第 4 章からは子ども子育て支援法に基づく、『子ども子育て支援事業計画』に関する記載となります。教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域につきましては、第 2 期計画と同様、砂川市全体をひとつの区域として設定しております。

48 ページの教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育を利用する子どもについて 3 つの認定区分が設けられております。

①1号認定は3歳以上で幼稚園を希望する児童数の見込みとなります。図表の上段『必要利用定員総数』は幼稚園の利用が見込まれる児童数で、児童人口推計値に令和6年度における1号認定の認定率を掛けて算定しております。その下段の『確保の内容』（75人）は幼稚園（天使）の定員数を記載しております。

②2号認定は3歳以上で保育所を希望する児童数の見込みとなります。図表の上段『必要利用定員総数』は、1号認定と同様に児童人口推計値に令和6年度における2号認定の認定率を掛けて算定しております。その下段の『確保の内容』（184人）は保育所等の定員数を記載しております。184人のうち特定教育・保育施設164人は市内の3保育所、認可外保育施設20人は市立病院の院内保育所の定員数となっております。

③3号認定は0歳で保育所を希望する児童数の見込みとなります。図表の上段『必要利用定員総数』は、同様に児童人口推計値に令和6年度における3号認定の認定率を掛けて算定しております。『確保の内容』（22人）は保育所等の定員数を記載しております。22人のうち特定教育・保育施設17人は市内の3保育所、認可外保育施設5人は市立病院の院内保育所の定員数となっております。

④3号認定は1・2歳で保育所を希望する児童数の見込みとなります。図表の上段『必要利用定員総数』は同様に児童人口推計値に令和6年度における3号認定の認定率を掛けて算定しております。『確保の内容』（79人）は保育所等の定員数を記載しております。79人のうち特定教育・保育施設59人は市内の3保育所、認可外保育施設20人は市立病院の院内保育所の定員数となっております。

なお、1号認定から3号認定のいずれにおいても、定員内で収まることを見込んでいます。

50ページにつきましては、認定こども園に関する市の考え方を記載しております。砂川市においては教育・保育に対するニーズは一定程度満たされていることから、第3期計画期間中における認定こども園制度への移行は予定していない旨を記載しております。

51ページ以降については、子ども子育て支援法に基づく『地域子ども・子育て支援事業』（19事業）の量の見込み及び確保方策について記載しております。なお、「量の見込み」については、見込まれる事業ごとの利用量を指し、「確保方策」については市として提供できる事業ごとの量を指しています。

（1）利用者支援事業につきましては、子育て世帯が地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような情報提供及び相談・助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。砂川市においては令和3年度から6年度まで実施した子育て世代包括支援センターに代わって、令和7年度から子ども家庭センターを開設することから、子ども家庭センター型を1か所設置する見込みとなっております。

（2）地域子育て支援拠点事業につきましては、子育て支援センターにおいて実施している「にこにこ広場」「にこにこサロン」により、子ども同士・親同士の交流や情報交換を行っています。本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に利用者数が減少しましたが、新型コロナが5類に移行した令和5年度実績値、令和6年度推計値をベースに推計人口減少率を掛けて、記載の利用者数を見込むとともに、見込み量に合わせるかたちで確保方策を設定しております。

（3）妊婦健診事業につきましては、定期的な健診にかかる費用を助成する事業で、妊娠届出時と妊婦健康相談時（妊娠7か月ごろ）に受診票を発行するものです。「量の見込み」については、令和6年度の推計値約130をベースに児童人口の減少を加味して記載のとおり見込むとともに、見込み量に合わせるかたちで確保方策を設定しております。

（4）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）につきましては、生後4か月までの乳児の

いる家庭を訪問し、養育環境を把握するとともに、助言を行い支援が必要な家庭を適切なサービスにつなげるための事業です。量の見込みについては、令和 7～11 年度の推計出生数を記載しております。また、見込み量に合わせるかたちで確保方策を設定しております。

(5) 養育支援訪問事業その他要保護児童等に対する支援に資する事業につきましては、要支援児童・特定妊婦・要保護児童等の養育支援が必要な家庭を訪問し、支援を行うとともに、状況に応じて市に設置されている要保護児童対策地域協議会と情報共有し、支援方針等について協議を行うものです。量の見込みについては、過去 5 年間のふれあいセンター保健師が訪問により養育支援を行った延人数をベースに、量の見込みを延 30 人に設定し、確保の方策も同数としております。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）につきましては、保護者が病気や疲労等により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。ニーズ把握調査の結果、ニーズが見込まれなかったことから、今後もニーズの把握に努めることといたします。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）につきましては、子育ての手助けがほしい（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい（協力会員）に会員登録をしてもらい、送迎や預かりなどのサポートを提供する事業で、対象は満 1 歳以上の未就学児及び就学児です。量の見込みに関しては、過去 5 年間の平均値に若干の数値を上乗せして、低学年が 10 人、高学年が 5 人で算定しております。第 2 期計画期間においては未就学児の利用が多く、就学児の利用は少数であったことから、記載の見込み量となっております。なお、未就学児の見込み量につきましては、次の（8）一時預かり事業に内包するかたちで記載をしております。

(8) 一時預かり事業につきましては、保護者の就労や疾病・出産などにより、家庭における保育が一時的に困難になった児童について、幼稚園や保育所にて、一時的に預かりを行う事業です。

幼稚園における一時預かりの量の見込みにつきましては、令和 6 年度 1 号認定者数に令和 7 年度以降の利用率の推計値を掛けて算出しております。なお、見込み量の内訳については、保護者の就労を理由とした 2 号認定とその他を理由とした 1 号認定に分かれています。確保方策は見込み量に合わせるかたちで設定しております。

幼稚園以外の一時預かりの量の見込みにつきましては、保育所の一時預かりは令和 6 年度推計値に令和 7 年度以降見込まれる登録率及び利用率を考慮し算定しております。また、子育て援助活動支援事業（ファミサポの未就学児分）については、年度ごとでバラつきがあることから、過去 5 年間の平均値を見込み量としております。なお、確保方策は見込み量に合わせるかたちで設定しております。先日、庁内の策定推進委員会において、ファミサポの未就学児分だけ「一時預かり事業」に組み込まれていてわかりにくいとの意見がありました。記載の方法について精査中です。

(9) 時間外保育事業（延長保育）につきましては、保育標準時間または保育短時間を超えて朝は 7：15 から 8：00 まで、夜は 18：15 から 19：00 までの保育を実施する事業です。

量の見込みにつきましては、令和 6 年度推計値に令和 7 年度以降見込まれる登録率及び利用率を考慮し算定しております。なお、確保方策は第 1 期、第 2 期と同数の 80 としております。

(10) 病児・病後児保育事業につきましては、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを砂川市立病院内の専用スペースで一時的に預かる事業です。

量の見込みにつきましては、令和 6 年度推計値に令和 7 年度以降見込まれる登録率及び利用率を考慮

し算定しております。なお、確保方策 879 人は 1 日 3 人の定員に開所日数 293 日を掛けた数値となっております。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）につきましては、現在市内 5 か所で実施しているところですが、令和 8 年度の義務教育学校の開設に合わせて中央地区に 1 か所（定員 120 人）、北地区に 1 か所（定員 40 人）開設する予定としています。

量の見込みにつきましては、令和 7 年度から令和 11 年度における各学年の児童数（学校再編課推計）に令和 6 年度の学童保育所の登録率を掛けた数値を見込み量としており、各年度において定員数以内の登録者数となることを見込んでおります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業につきましては、教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者のうち、低所得世帯の子どもについて、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業です。具体的には、施設型給付の対象となる幼稚園及び保育所等で必要となる物品の購入費用等、又は施設等利用給付の対象となる幼稚園で提供される副食費が対象となります。

市内及び近隣自治体の幼稚園等は施設型給付費で運営しているため、副食費については対象者が見込まれません。また、物品の購入費用等については、低所得で生計が困難な世帯における教育・保育給付認定のニーズが生じた場合に必要に応じて検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業につきましては、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所や小規模保育などの設置を促進していく事業です。

地域子ども子育て支援事業等について、新規参入を希望する事業所等のニーズが生じた場合に必要に応じて検討します。

60 ページ以降につきましては、こども家庭庁が新たに新設した事業で、新たに第 3 期計画に搭載する事業となります。

(14) 子育て世帯訪問支援事業につきましては、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事・子育て等の支援を実施することにより、養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

(15) 児童育成支援拠点事業につきましては、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの健全な育成を図る事業です。

(16) 親子関係形成支援事業につきましては、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。

いずれの事業についても、令和 7 年度に開設する子ども家庭センターにおいて、市内で事業の対象となりえる世帯の状況を把握する方法について協議を行い、その結果を踏まえて事業の必要性を適宜検討します。

(17) 産後ケア事業につきましては、出産後、育児等の支援が必要な産後 1 年未満の母親と赤ちゃんを対象に、宿泊又は通所などの方法により、専門家のサポートを受けながら過ごしたり、育児や授乳相談のサポートを受けたりすることができる事業です。

令和 5 年度から医療機関等へ委託する方式で事業を開始しており、引き続き実施します。

量の見込みにつきましては、令和6年度推計値と同数の20人とし、確保方策も同様の数値としております。

(18) 乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）につきましては、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

国の基準に基づき、令和8年度から「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けた取組を進めます。

(19) 妊婦等包括支援事業（伴走型相談支援事業）につきましては、妊娠の届出時、妊娠7か月頃の中期、出産後の新生児訪問時の面談など切れ目のない形で、全ての妊産婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、保健師・栄養士が面談等により妊娠・子育てにかかわる相談に応じるとともに、面談を行った妊婦等に給付金を支給することで経済的にも支援する事業です。令和4年度から伴走型相談支援事業として開始しており、引き続き実施します。

量の見込みにつきましては、1人あたり3回の面談実施と仮定し、令和6年度推計値と同数の260回とし、確保方策も同様の数値としております。

62ページ第5章以降につきましては、次世代育成支援地域行動計画に関する記載となります。こちらにつきましては、現在内容を精査しており、次回の子ども・子育て会議においてご審議いただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。本日の提案につきましては以上となります。

(会長)

只今、事務局より説明がありました。ご質問等ありましたらお受けいたします。

(委員より質問・意見)

(委員)

今回の核となるのは子ども家庭センターとなるかと思いますが、令和7年に開設ということですが具体的にどこで実施されるのか。

(事務局)

子ども家庭センターの開設場所につきましてはまだ決定しておらず、現在検討中です。

(委員)

私も子育てをする中で保育所や子育て支援センターにお世話になりましたが、従来よりももう少し年齢層を広く、誰でもいつでも行ける施設になるのか。

(事務局)

子ども家庭センターについて51ページの中段に記載がありますが、これまで母子保健機能と児童福祉機能は所管が分かれて対応していましたが、1つの組織になります。よって従来よりもスムーズな支援体制が可能となり、総合相談窓口というようなイメージを持っていただけるとよいと思います。

(会長)

他にご意見ご質問はありますでしょうか。

(委員)

学校にいけない子どもたちが増加している中で、そういった子どもたちへの支援については第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれないのか。

(事務局)

第4章が子ども・子育て支援事業計画となっており、国から19の事業を設定するよう指示があるため、国の指示に沿った記載となっています。次回審議いただく第5章以降において子どもの居場所に関する記載をいたしますので、その際に審議いただければと思います。

(委員)

小学生年代がメインと考えられ、対象年齢が低いように感じている。子ども家庭センターの対象年齢は18歳の子どもとその保護者であり、こども家庭庁のこども未来戦略でも高校生年代までの子どもが対象となっているが、年齢層はどうなるのか。

(事務局)

子ども家庭センターにおける相談対象に関して18歳までと位置付けられていますが、必ずしも計画に記載されていないから対応しないのではなく、適宜対応するように考えている。

(会長)

他にご意見ご質問はありますでしょうか。

(委員)

60ページの「児童育成支援拠点事業」をみると検討段階となっている。まだいつどこでということは決まっていないのか。

(事務局)

こどもの居場所づくりは、「児童育成支援拠点事業」が該当となっていますが今後ニーズなどを確認しながら、必要に応じて検討します。また実際の子どもの居場所に関するニーズがあれば、居場所の設定について考えていかなければならないので、今後「子ども家庭センター」を開設後に協議してまいります。

(委員)

44ページの基本的視点について、「次世代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つことのできるまちづくり」とあるが、公園を一つずつ見てみると、公園の設備について、最初はいいが駄目になると撤去をしてそのままとなっている。公園の環境整備が貧弱と感じる。公園として使える遊具が少ないと思

う。小さい子どもがお散歩がてら遊べる近くの公園の設備が疎かであると感じる。そのあたりを整備するよう希望する。

(事務局)

事前のアンケート調査でも公園等施設の充実を求める希望が多くありました。所管している土木課にもアンケートの実態を共有し、今後検討してもらうことを確認いたしました。

(会長)

他にご意見ご質問はありますでしょうか。

(委員)

感想だが、44 ページの基本的視点においての、(1)「子どもの最善の利益」など、子どもの人権に関することがはいっているのがうれしい。(2)に「保護者が孤立・孤独感」とあり(3)にも「児童虐待」など具体的に踏みこんで書かれており、子どもだけではなく、保護者の横のつながりとか相談しあえることが大事で安心につながると実感している。新しくできる「子ども家庭センター」も横のつながりがある事業があるといいと考える。

(会長)

他にご意見ご質問はありますでしょうか。

(委員)

次回の5章において、子どもの居場所の支援について書かれるとのことだが、その中で新しい事業が行われると思うが、砂川市ではなく、他からの参入も考えられるか。

(事務局)

今回の19事業については、国から補助をいただきながら行う事業です。事業の中では地域での支援や業者に声をかけての事業もありますので、全部を市直営で行うことは難しいと考えていますので、担っていただける事業者がいれば、必要に応じて委託ということもあると考えています。

(会長)

(他に)ご発言なければ、「第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画」の素案については資料のとおりにしてよろしいでしょうか。

(了承と確認した。)

6. その他

(会長)

本日予定されていた議事については、すべて終了いたしました。最後に全体を通して皆様から何か確認等ございますか。

(委員より質問・意見なし)

(会長)

事務局から何かありますか。

(事務局)

次回の会議は、1 月を予定しております。別途日程の調整をさせていただきます。

7. 閉会

(会長)

以上で令和6年度第2回砂川市子ども・子育て会議を閉会いたします。